

食品安全基本法案骨子（案）

一 名称

食品安全基本法（仮称）

二 目的

食品の安全性の確保に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針等を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにすることにより、食品の安全性の確保を総合的に推進すること

三 基本理念

国民の健康が保護されることが重要であるという基本的認識の下に食品の安全性を確保すること

食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程（農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程）の各段階において適切に講じられること

食品の安全性の確保のために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見の反映に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられること

四 責務及び役割

（一）国の責務

基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する

（二）地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定し、及び実施する

（三）食品関連事業者の責務

基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる

基本理念にのっとり、正確かつ適切な情報の提供に努める

基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する施策に協力する

(四) 消費者の役割

食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす

五 施策の策定に係る基本方針

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、次の措置が講じられなければならないこと

イ 食品健康影響評価の実施

食品健康影響評価（人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響についての評価）を原則として実施人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合は、施策を暫定的に策定した後において、遅滞なく、食品健康影響評価を実施

食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に実施

ロ 国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときはその結果に基づいた施策の策定

ハ 施策に関する情報の提供、施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、次の措置が講じられなければならないこと

イ 緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備等

ロ 関係行政機関の相互の密接な連携の下での施策の策定

ハ 試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等

ニ 食品の安全性の確保に関する内外の情報の収集、整理及び活用等

ホ 食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置

ヘ 教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置

ト 施策が環境に及ぼす影響について配慮した施策の策定

六 措置の実施に関する基本的事項

政府は、五の基本方針により講ぜられる措置の実施に関する基本的事項を定めなければならないこと

内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成しなければならないこと

七 食品安全委員会

(一) 設置

食品安全委員会（仮称）を内閣府に設置すること

(二) 所掌事務

六の基本的事項の案の作成について意見を述べる

関係大臣の諮問に応じ、又は自ら食品健康影響評価を実施
食品健康影響評価の結果に基づき講ずべき施策について関係大臣に
勧告

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視し、必要が
あるときは関係大臣に勧告

食品の安全性の確保に関する重要事項について調査審議し、必要が
あるときは関係行政機関の長に意見を述べる

食品健康影響評価等に必要な調査研究の実施

食品健康影響評価等について関係者相互間の情報・意見を交換

食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報・意見の交換に関
する関係行政機関の事務の調整

(三) 資料提出の要求等

委員会は、所掌事務の遂行のため、関係行政機関に資料の提出等必要
な協力を求めるほか、関係機関等に対し必要な調査委託や緊急時に調査
等を要請できるものとする事

(四) 組織等

委員会は委員七人で組織、うち三人は非常勤とすることができる

委員は食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちか
ら内閣総理大臣が任命

委員の任期は三年で、再任できる

委員長は互選で常勤の委員から選出

委員会に専門事項を調査審議させるため専門委員を設置できる

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を設置等

八 施行期日等

(一) 施行期日

公布日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行
すること

(二) 関係法律の改正

内閣府設置法等関係法律につき所要の改正を行うこと